

【農地法第3条の許可基準】

農地法第3条第2項の許可基準	
<u>(次に該当する場合は許可できません)</u>	
(1)	＜全部効率利用要件＞第2項第1号 耕作目的での権利取得でない場合。 取得後に農地を効率的に活用すると認められない場合。
(2)	＜農業生産法人要件＞第2項第2号 農業生産法人以外の法人による権利取得の場合。
(3)	＜信託＞第2項第3号 信託の引受けにより権利が取得される場合。
(4)	＜農作業常時従事要件＞第2項第4号 農作業に常時従事(原則年間150日以上)しない場合。
(5)	＜転貸禁止＞第2項第5号 所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸又は質入れする場合。
(6)	＜地域との調和＞第2項第6号 権利取得後に行う耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化、その他周辺地域における農地の効率的かつ総合的利用の確保に支障がある場合。